



ボン気候変動会議サマリー 2010年4月9-11日

国連気候変動枠組条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第9回会合(AWG-LCA 9)ならびに京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第11回会合(AWG-KP 11)は、2010年4月9-11日、ドイツのボンで開催された。各国政府、政府間組織、非政府組織、学界、民間部門、メディア関係者ら1700名以上が参加した。今回の会合は、2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された第15回締約国会議(COP 15)ならびに第5回京都議定書締約国会議(COP/MOP 5)後で初めてとなる気候変動の交渉会合であった。

今回のボン会合の主な目的は、2010年の作業構成および手法について合意し、両AWGsが両方とも、そのマンデートを達成でき、2010年11月29日から12月10日、メキシコのカンクンで開催されるCOP 16およびCOP/MOP 6に、それぞれの作業結果を報告できるようにすることであった。

AWG-LCAの主要議題の一つは、新しい議長であるMargaret Mukahanana-Sangarwe(ジンバブエ)に対し、2010年6月のAWG-LCA 10までに新たな交渉文書草案を作成するマンデートを与えるかどうか、与える場合には、どのような文書ならびに議論結果を反映させる文書にすべきかであった。この議論の基は、COP 15が「留意する」とした決定書2/CP.15([FCCC/CP/2009/11/Add.1](http://www.unfccc.int/resource/docs/2009/11/add1.pdf))、すなわちコペンハーゲン合意に関連付けたものにするかどうかという疑問である。一部の諸国は、世界の指導者による政治的ガイダンスを反映させるべきと主張したが、他の諸国は、この合意はCOPの採択を受けておらず、その交渉プロセスは「正当なものではなかった」として、これに反対した。日曜日の夜遅く、AWG-LCAは、議長が6月の会合に向け、COP 15に対するAWG-LCAの報告書ならびにその報告書に基づきCOPが行った作業を利用する形の文書を、議長責任で作成するというマンデートを与えることで合意した。議長のMukahanana-Sangarweは、これらの作業はCOP決定書などCOPが行った全ての作業を指すとの理解で、この結論書を解釈すべきと指摘した。またAWG-LCAは、その結論書で、各締約国に対し、4月後半までに追加の意見を提出するよう求め、議長が交渉文書草案作成時に利用できるようにすることで合意した。

AWG-KPは、議定書の下での附属書I締約国の更なる約束と2010年の作業プログラム([FCCC/KP/AWG/2010/L.2](http://www.unfccc.int/resource/docs/2010/l2.pdf))に関し、結論に達した。同AWGは、附属書I締約国全体での排出削減量ならびに国別の排出削減量、そして「その他の問題」に関する議論の継続で合意した。またAWG-KPは、その議長に対し、次回会合に向けた文書作成のマンデートを与えた。日曜日深夜過ぎに解決を見た最終議題の一つは、AWG-LCAとの協力の問題であった。多数の先進国は、密接な協力の必要性を強調したが、

多数の途上国はこれに反対し、2つの交渉トラックを厳密に切り離した状態にしておくことを希望した。結局、締約国は、AWG-KP議長が自身のイニシアティブにおいて、AWG-LCA議長と会合し、附属書I締約国の約束に関する情報を明らかにし、各締約国がその情報を利用できるようにするとして文章で合意した。

また、AWG-LCA および AWG-KP は、それぞれの結論書で同じ表現を用い、6月の次回 AWGs から11月/12月のCOP 16 および COP/MOP 6の間に、2回の追加会合を開催することで合意し、また必要な限りCOP 16と合わせて AWGs 会合を開催することで合意した。

UNFCCCおよび京都議定書のこれまで

国際政治の気候変動対応は、1992年、国連の気候変動に関する枠組条約（UNFCCC）採択に始まる、この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目指す行動枠組を規定した。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在194の締約国が加盟する。

1997年12月、締約国は日本の京都でのCOP3で、UNFCCC議定書について合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国は排出削減目標の達成を約束した。これら諸国はUNFCCC附属書I締約国と呼ばれ、2008-2012年（第1約束期間）中に6つの温室効果ガスの排出量を全体平均で1990年比5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在190カ国の締約国を有する。

2005年、カナダのモントリオールでCOP/MOP 1が開催され、議定書3.9条に基づきAWG-KPを設置し、第1約束期間終了の少なくとも7年前までに、附属書I締約国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えてモントリオールのCOP 11では、COP 13までに「条約ダイアログ」と呼ばれるワークショップを4回連続して開催し、条約の下での長期的協力を検討することでも合意した。

パリ・ロードマップ：2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13およびCOP/MOP 3が開催された。パリ会議は長期的な問題に焦点を当てた。交渉の結果、BAPが採択され、条約ダイアログで明らかにされた緩和、適応、資金、技術という長期的協力の4つの主要要素に焦点を当てて議論するAWG-LCAが設置された。BAPには、それぞれの要素分野において検討されるべき問題を非制約的にリストしており、「長期的協力行動の共有のビジョン」策定を求めている。

またパリ会議では、2年間のパリ・ロードマップ・プロセスについても合意した、このプロセスは条約と議定書の両方の交渉「経路（トラック：tracks）」を示すもので、2009年12月、コペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5を交渉終結の期限と定めた。パリ・ロードマップにおいて重要な2つの組織がAWG-LCA およびAWG-KPであり、それぞれ2008年に4回の交渉会合を開催した、2008年4月がタイのバンコク、6月はド



ドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月がポーランドのポズナニである。両グループは、2009年にも数回の交渉会合を開催した。

AWG-LCA 5およびAWG-KP 7：2009年3月29日から4月8日、ドイツのボンでAWG-LCA 5およびAWG-KP 7会議が開催された。この会合の主な目的は、両AWGsでの交渉文書の作成作業であった。

AWG-LCAは、BAP達成の交渉ならびにコペンハーゲンでの合意成果の内容に焦点を当てる議長ノートを検討した。(FCCC/AWGLCA/2009/4, Parts I and II) AWG-LCA 5の議論の焦点は、2009年6月の次回AWG-LCA会合向けに議長が作成する交渉文書草案の内容要素の精査であった。

AWG-KP 7は、京都議定書附属書I締約国による2013年以降の排出削減量、そして議定書改定の可能性を含めた法律問題に焦点を当てた。またAWG-KPは、柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の潜在的影響結果など、作業計画 (FCCC/KP/AWG/2008/8) のその他の問題も議論した。AWG-KPは、議長に対し、6月の会合に向けた2つの文書作成を要請することで合意した：一つは、議定書3.9条(附属書I締約国の更なる約束) に基づく議定書改定案、もう一つはLULUCFおよび柔軟性メカニズムなどのその他の問題に関する文書である。

AWG-LCA 6およびAWG-KP 8：2009年6月1日から12日、UNFCCCの実施に関する補助機関 (SBI) および科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) の第30回会合とあわせ、AWG-LCA 6およびAWG-KP 8会議がドイツのボンで開催された。

AWG-LCA 6は、議長案 (FCCC/AWGLCA/2009/8) を利用した交渉の起点となる文書の作成に焦点を当てた。この会合で、締約国はそれぞれの提案を提起し、説明し、交渉文書の改訂版 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1) を発表した。この文書は200頁近い長さで、BAPの主要要素を全て網羅していた。

AWG-KP 8では、2013年以降の附属書I諸国合計排出削減目標および国別目標に関し、多様な締約国が提出した提案に焦点が当てられた。

事務局は、6月の会合終了時まで、コペンハーゲンのCOP 15およびCOP/MOP 5で検討する条約の下での新たな議定書に関する5件の締約国提案、また京都議定書の改定については12件の提案文書を受け取った。

非公式AWGs：2009年8月10-14日、AWG-LCAおよびAWG-KPは、ドイツのボンで非公式の会期外協議を開催した。

AWG-LCAは、交渉文書改訂版 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1) の議論の進め方に焦点を当てた。1週間の協議の結果、AWG-LCAは、交渉文書を扱いやすくするべく、ノンペーパーの作成作業、ならびに読解ガイドや表、マトリックスの作成作業を開始した。(FCCC/AWGLCA/2009/INF.2)

AWG-KPは、2012年の第1約束期間満了後の附属書I締約国排出削減量に関する議論を続けた。このほか、

潜在的な影響結果およびAWG-KP作業計画記載のその他の問題に関する文書の議論を再開した。

AWG-LCA 7 および AWG-KP 9:2009年9月28日から10月9日、AWG-LCA 7の第1部、およびAWG-KP 9の第1部会合がタイのバンコクで開催された。両AWGsとも2009年11月2-6日には、スペインのバルセロナで、それぞれの再開会合を開催した。AWG-LCA 7は、交渉文書のスリム化と再検討作業を継続した。その結果、一連のノン・ペーパーが作成され、会議報告書の附属書([FCCC/AWGLCA/2009/14](#))としてコペンハーゲン会議に送られた。適応や技術、キャパシティビルディングなどの問題については、総じて満足と評される進展が得られたが、緩和および資金という特定要素に関しては、「深刻な溝」が続いているというのが大方の感触であった。AWG-KP 9では、AWG-KPの作業プログラムに盛り込まれた全ての問題について議論が続けられた。しかし、附属書I締約国による総計もしくは国別の目標値では大きな進展がなかったというのが大方の見方であり、コペンハーゲン会議の成果を京都議定書の改定とするか、それとも両AWGsの下での新しい単独の合意とするかで、先進国と途上国の意見の相違が表面化した。

コペンハーゲン気候変動会議:国連の気候変動会議は、2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンで開催された。この会議には、COP 15とCOP/MOP 5、およびこれに合わせて開催されたSBsの第31回会合、そしてAWG-KP 10およびAWG-LCA 8の会合が含まれた。2週間にわたり、多くのものが「厳しい交渉」と評した会議が、専門家レベル、閣僚レベル、首脳レベルで開催された。12月16-18日のCOPおよびCOP/MOP 合同ハイレベル・セグメントには、110カ国以上の世界の首脳が出席した。

この会議では、透明性やプロセス自体への疑問が頻繁に言及された。特に、少人数の「議長の友」方式で作業を進めるか、それとも開放的なコンタクトグループで作業すべきかに関して、意見の相違が表面化した。デンマークのCOP議長が提案したAWGsでの作業を反映する2つの文書の提示という提案も、意見対立を招いた。多数の締約国がこの提案を拒否し、締約国がAWGsで作成した文書のみを用いるべきと主張した。ハイレベル・セグメントでは、主要な経済国および地域代表、他の交渉グループの代表で構成される非公式な交渉が行われた。金曜日の夜遅く、こういった交渉の結果として「コペンハーゲン合意」と称される政治的合意が出された。

COPの閉会プレナリーは13時間近く行われ、プロセスの透明性や、COPがコペンハーゲン合意を採択すべきかどうかで議論が続けられた。大半の交渉グループは、このコペンハーゲン合意を将来の「よりよい」合意に向けた1歩前進として、COPの決定書としての採択を支持した。しかし一部の途上国は、この合意が決定されるまでのプロセスを「不透明」で「非民主的な」交渉プロセスと評し、反対した。結局、締約国は、COPはコペンハーゲン合意に「留意する」とするCOP決定書の採択で合意した。また締約国は、コペンハーゲン合意を支持する諸国のための合意手順を設定した。2010年4月までに112の国がコペンハーゲン

合意への支持を表明した。さらに、41 の附属書 I 諸国および 35 の非附属書 I 諸国が、この合意の規定に則り、それぞれの排出削減目標ならびに他の緩和行動に関する情報を提供した。

コペンハーゲン気候会議の最終日、COP および COP/MOP は、AWG-LCA および AWG-KP のマンデートの延長についても合意し、両 AWGs に対し、2010 年 11 月 29 日から 2 週間、メキシコのカンクンで開催される COP 16 および COP/MOP 6 に、それぞれの成果を提出するよう要請した。

AWG-LCA 9 および AWG-KP 11 会議報告書

条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループの第 9 回会合 (AWG-LCA 9) および京都議定書の下での附属書 I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第 11 回会合 (AWG-KP 11) は、2010 年 4 月 9-11 日、ドイツのボンで開催された。本報告書は、この 3 日間の会期中、両 AWGs で行われた議論を、それぞれの議題に基づきまとめたものである。

長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-LCA の第 9 回会合は、2010 年 4 月 9 日金曜日の朝、開会した。Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ) が本会合の議長を務め、同議長は、副議長の Daniel Reifsnnyder (米国) および報告官の Teodora Obradovik-Grnarowska (マケドニア) が本会合に出席できなかったことを指摘した。締約国は、議題書を採用し、作業構成書 ([FCCC/AWGLCA/2010/1](#) and [2](#)) についても合意した。議長の Mukahanana-Sangarwe は、COP 15 が AWG-LCA のマンデートを延長したほか、COP 15 での AWG-LCA 報告書 ([FCCC/AWGLCA/2009/17](#)) およびその報告書に基づき COP で行われた作業 (FCCC/CP/2010/2) を活用して、作業を継続するよう要請したと指摘した。同議長は、コペンハーゲンでは、AWG-LCA として 2010 年の作業構成を検討する機会がなかったことを想起し、AWG-LCA の作業を進める手法について、締約国が提出した文書 (FCCC/AWGLCA/2010/MISC.1) に留意するよう求めた。議長の Mukahanana-Sangarwe は、同議長のシナリオノート ([FCCC/AWGLCA/2010/2](#)) の概要を紹介し、一つのコンタクトグループで AWG-LCA の作業を行うことを提案し、文書に関するガイダンスが必要であり、本会合で追加会合に関し決定することがこの会合の目的であるとして、これに焦点を当てた。同議長は、COP 15 提出の AWG-LCA 報告書を用い、コペンハーゲン合意との統合を図り、本会合の議論を反映させる形で、新しい交渉文書草案を作成することは有用だと指摘した。

事務局は、2010 年で追加会合をアレンジする用意があると強調した。同事務局は、UNFCCC 事務局長が書簡を各締約国に送り、追加資金の提供を求め、事務局長も本会合でこの問題について協議すると説明した。

メキシコは COP 16 の議長国として、交渉を新しい段階に進めようとする議長の努力に支持を表明し、このプロセスを国連の実施方法からかけ離れないよう調整し、近代化する必要があると強調した。同代表は、メキシコが二国間協議、多国間協議を行ってこのプロセスの信頼回復を図っており、メキシコのカンクンで何らかの決定を行うには、6月のUNFCCC会合とCOP 16までの間に多くの作業をしなければならないと指摘した。

イエメンは G-77/中国の立場でコメントし、AWG-LCA の今後の作業は民主的で透明性があるものとし、締約国が主導し、バリ行動計画(BAP)を中心とし、共通するが差異ある責任の原則などの条約の原則および各国の能力に合わせる形で進めなければならないと強調した。作業構成に関し、G-77/中国は、UNFCCC を唯一の交渉の場とすべきだと強調した。同代表は、追加会合は 3 回を下回らないものとするべきであり、途上国、特に後発発展途上国(LDCs)および小島嶼後発途上国(SIDS)からの参加者に資金援助をすべきだと強調した。また G-77/中国は、途上国が会合を開催する場合の資金面の影響について質問した。

スペインは欧州連合(EU)の立場で発言し、コペンハーゲンの教訓について「率直な評価」を行い、作業構成と作業方法を改善し、交渉プロセスへの信頼感、締約国間の信頼関係を高める必要があると強調した。同代表は、「最高の政治レベルによる重要な政治ガイダンス」がコペンハーゲン会合のプラスの成果であるとし、このことは 2013 年以降の法的拘束力を有するプロセスが一步前進したことを意味すると指摘した。しかし同代表は、この成果には EU の野心的な目標が反映されていないと述べ、両 AWGs. のマニフェスト延期の決定を歓迎した。EU は、地球規模の全体枠組みの中で両方の交渉トラック成果を検討すると約束を強調し、2010 年では根幹の問題を優先すべきだが、それと同時に、コペンハーゲン合意の政治的ガイダンスも反映させる必要があると述べた。同代表は、2010-2012 年の期間、早期資金供与に 24 億ユーロを提供すると約束を強調し、EU は、この早期資金供与の実施方法を議論するため非公式協議を立ち上げたと述べた。EU は、一つの AWG-LCA コンタクトグループを設置し、6 月の会合までに議長文書を作成する案を支持した。同代表は、AWG-KP との密接な協力の必要性を強調し、主要なクロスカッティングイシューに関して、二つの交渉トラックを横断するグループの設置を提案した。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、多国間の 2トラック交渉プロセスを脇へ追いやり、京都議定書を無視しようとする動きを回避するには、コペンハーゲンから学ぶ必要があると強調した。同代表は、多国間の 2トラックプロセスに立ち戻り、UNFCCC を唯一の交渉の場として活用し、AWG-KP および AWG-LCA の報告書ならびに COP 15 および COP/MOP 5 への締約国提出文書に基づいて作業をし、京都議定書の下での第 2 約束期間について合意して、信頼を回復するとともに自信を取り戻し、プロセスを救うことを優先すべきだと述べた。同代表は、透明性ある作業プロセスこそ、意見の一致を見る唯一の方法だと強調し、「コペンハーゲンで起きたこと」を繰り返さないよう警告を発した。会議時間の追加に関し、アフリカン・グループは、既にある 2010 年の会議予定に 3 回の会合を追加するとの提案を支持した。

グレナダは小島嶼国連合(AOSIS)の立場で発言し、コペンハーゲンではバリのような成果を挙げることも、ビジョンを打ち出すこともできなかったと嘆いた。同代表は、締約国に対し、新たな約束と緊急性の感覚に立ち戻るよう求めた。同代表は、2009年のAWG-LCAで顕著な進展が見られたことを想起し、2010年の課題は、包括的かつ法的な拘束力のある最終成果を決定することだと述べた。同代表は、十分な回数の会議を開催する必要があるとし、会合開催とともにLDCsおよびSIDSに資金を供与し、明確な中間目標を立てるよう求めた。同代表は、参加性、透明性、正当性という原則を「いついかなるときも」尊重する必要があると強調した。AOSISは、新しい交渉文書草案作成を議長にマンデートする提案に支持を表明した。

レソトはLDCsの立場で発言し、UNFCCCが中心であることを強調し、締約国間で再度信頼性を築く必要があると強調した。同代表は、COP 15で採択されたAWG-LCAの報告書、さらにはその後の草案作成グループからのインプットに基づき、交渉を行うべきであり、その成果には、測定、報告、検証(MRV)に関する規定も含めるべきだと述べた。同代表も、2010年に少なくとも3回の追加交渉会合を開催するよう求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、COP 15は、交渉を進める上で重要な政治的決定を行ったと評し、コペンハーゲン合意には各国の最高レベルの指導者が合意した一連の行動パッケージが盛り込まれていると強調した。同代表は、世界経済の90%を占め、世界の排出量の80%を占める約120カ国が、この合意への支持を表明したことを強調した。また同代表は、これに関する誓約(プレッジ)は、国際社会がこれまでに提案したどの排出削減量よりも多いと指摘し、資金供与では画期的な成果が得られたとして、この実現に向けた約束を強調した。アンブレラグループは、コペンハーゲン合意は一連のパッケージの一部だと指摘し、全ての要素で進展を見ることの重要性に注目した。同代表は、一つのコンタクトグループを通して進めるという提案を歓迎し、議長が新たな文書を作成するとの提案も歓迎した。

韓国は環境十全性グループの立場で発言し、COP 16での野心的かつ包括的な合意を求めた。同代表は、これまでの進展に則りさらに前進する必要性を強調し、6月の次回会合までに新しい文書草案を作成するよう議長に勧めた。また同代表は、環境十全性グループのコペンハーゲン合意支持を指摘し、75近くの締約国が、この合意に基づきそれぞれの緩和目標または緩和行動を届け出たことの意義を強調した。環境十全性グループは、少なくとも2回の追加交渉会合を開催するよう提案した。同代表は、時間を有効かつ効率的に使うため、各会合に対するベンチマークの設置を提案した。

パナマは自国として、またベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ドミニカ共和国に代わって発言し、COPへのAWG-LCA 8報告書に基づき交渉をすべきだとし、技術移転、キャパシティビルディング、適応などいくつかの問題に関する文章は、十分練られていると指摘した。同代表は、他の問題に移る前に、こういった問題で最終決着を図るため、これらの問題を優先させるよう提案した。同代表はまた、6月の会合とCOP16までの間に2回の追加会合を行い、それぞれ少なくとも5日間作業するよう

提案し、途上国からこれらの会議に参加するものについては、少なくとも一国あたり 2 名の代表に財政支援を行うことも提案した。

エジプトはアラブ諸国連合の立場で発言し、UNFCCC は、気候変動に地球規模での調停を加える単一の枠組みであり、この枠組みの中で公的な交渉を行う必要があると強調した。同代表は、交渉の透明性と参加性を推奨し、UNFCCC プロセスの外で限られた数の国のグループが交渉するという考えを拒否した。同代表は、京都議定書を堅持する必要性を強調し、新たな合意に反対し、コペンハーゲン合意は法的拘束力をもたないことから正式な合意ではないと強調した。同代表は、コペンハーゲン合意については、各締約国がそれぞれの立場を決定できると指摘した。

グアテマラは自国の立場で、そしてコロンビア、コスタリカ、パナマ、ペルー、チリ、ドミニカ共和国、ウルグアイに代わり発言し、改訂版交渉文書の作成を支持した。同代表は、この会合を、メキシコで法的拘束力のある手法を設立するためのロードマップ作成の場にするよう提案した。ガイアナはバルバドスとともに、2010 年での中間目標設定を支持した。

フランスは、3 月 11 日、森林国および資金提供国 54 カ国の会議で、途上国での森林減少と森林の劣化による排出量の削減、ならびに保全 (REDD+) に関する暫定パートナーシップについて議論したと説明した。同代表は、活動の開始に関する情報の収集ならびに現在の資金供与状況の再検討に関する合意に焦点を当てた。

チリは、交渉文書草案の中にコペンハーゲン合意の中心的な問題を組み入れる提案を支持した。サウジアラビアは、新しい交渉文書は必要ないと発言し、コペンハーゲン合意を過度に重視することに警告を発した。ボリビアは、新しい交渉文書の作成に反対し、2010 年 4 月のボリビアの Cochabamba で開催される「気候変動と母なる大地の権利に関する世界人民会議」に焦点を当てた。

モーリタニアは、コペンハーゲン合意のプラスの面に焦点を当てることを支持し、コペンハーゲン合意で誓約された財政支援は、平等で透明性があり公平なメカニズムを用いて提供されるべきであり、それによりその効果が確実にになると強調した。

インドは、コペンハーゲンから学べることがある一方、インドを含めた多くの途上国が緩和行動を発表するなど、希望のストーリーもあると述べた。同代表は、コペンハーゲン合意が政治的な文書であり、独立した文書ではなく、UNFCCC プロセス抜きで考えられないものだとして強調した。またインドは、各ビルディングブロック間でバランスをとる必要があると強調し、プロセスの会合以外の「派生的」会合は、全て UNFCCC の交渉に入れるべきだと述べた。

ベネズエラは、コペンハーゲンの失敗の原因は国連の原則を尊重しなかったことだと強調した。同代表は、締約国はコペンハーゲンの経験から「謙虚の教訓」を引き出すべきとし、自国は「良き合意」達成を約束していると指摘した。同代表は、コペンハーゲン合意が政治的なステートメントであり、その附属書には、排出量削減に向けた自主的な誓約が盛り込まれているが、科学者によると、これでは約5°Cの温暖化を招くことになる。キューバは、この合意を、「多国間主義の原則に反するもの」とし、交渉に脅威を与えると述べた。

ロシア連邦は、今年は、AWG-LCAでの作業に焦点を当てるべきとし、全ての問題で進展の可能性があると指摘した。同代表は、タイムテーブルを厳格に守って作業し、夜の会合を入れないよう提案し、詳細を決定する前に基本的な問題の議論をするよう提案した。日本は、昨年の成果を過小評価しないよう警告し、コペンハーゲン合意は、気候変動に関する国際努力に重要な指針を与えるものだと述べた。スリランカは、2トラックの交渉プロセスを保持すべきだと強調した。インドネシアは、強力な多国間プロセスが存在して初めて、強力な多国間プロセスが達成可能になると強調した。ニカラグアは、各国が参加して作られたものではない合意を、締約国に押し付けようとしたから、コペンハーゲンの交渉はうまくいかなかったのだとし、開放的で民主的なプロセス、全員参加の方式を求めた。

ノルウェーは、2010年5月27日にノルウェーのオスロで開催される会合について締約国に情報を提供し、この会議では、REDD+に関する暫定的なパートナーシップの構築を図り、その透明性と参加性を高めると発言した。オーストラリアは、作業の構成に関する柔軟性と革新性を支持し、コペンハーゲンの成果を盛り込んだ新しい文書の作成について、議長への信頼を表明した。クック諸島は、透明性と参加性を基礎とする革新的な作業方法を支持し、追加の会合が明確な目標および中間目標を持つものであればこれを支持すると述べた。中国は、バリ・ロードマップの作業遂行を2010年の目標とすべきで、新たな課題を負うべきでないと強調した。同代表は、コペンハーゲン会議提出のAWG-LCA交渉文書は、今後の議論に適切な法的根拠を与えると述べた。

米国は、コペンハーゲンの「新しい重要な業績」を強調し、この合意は各締約国の協力努力に基づくものであり、締約国の3分の2近くがこの合意への支持を表明していると指摘した。同代表は、「この合意を失うあるいは排除すべきでない」、この合意は世界の首脳による「前例のない約束」だと強調し、「専門家レベルで行き詰まりに近かった」状況に立ち戻ることを懸念した。同代表は、AWG-LCAの交渉文書に則り、かつコペンハーゲン合意の政治的ステートメントも反映させるような新しい交渉文書を、6月の会合までに作成するという提案に支持を表明した。

ガーナは、透明性と参加性に焦点を当て、参加性とは途上国がAWG-LCAの会合に有効に参加することを意味すると述べた。東チモールは、AWG-LCAのマンデート延長の目的は新しい交渉文書の作成ではなく、過去2年間にAWG-LCAで作成してきた交渉文書のレビューを続けることだと強調した。ニュージーランドは、UNFCCCプロセスにおける内外の非公式会議の役割に焦点を当て、プロセス外の会議から交

交渉プロセスにインプットできると指摘した。バングラデシュは、AWG-LCA の報告書が今後の交渉の土台となるべきだと述べた。ソロモン諸島は、一連の会議開催を支持し、それぞれの会議に一定の目標を立てることを支持した。

パプアニューギニアは、コペンハーゲンでは成果が得られなかったとはいえ、一定の進展はあったので、保留された問題には、解決できたものもあると述べた。同代表は、「対立点」を解決するため、まず閣僚クラスが会合し、その後、交渉担当者が閣僚の決定事項を文書にどう盛り込むか、議論するよう提案した。フィリピンは、多国間プロセスを支持し、参加性、透明性、広範な参加の原則を強調した。アフガニスタンは、将来の体制は公平性および透明性に基づくものにすべきだと述べた。

国際商工会議所は、ビジネスおよび産業の NGOs の立場で発言し、AWG-LCA では、優先順位をつけるべきだとし、コペンハーゲン合意で誓約された早期の資金供与を開始する必要があると強調した。Tearfund は気候行動ネットワークの立場で発言し、現在の排出削減の誓約では、3°C以上気温が上昇すると指摘した。Women's Environment and Development Organization は、性差別に関する NGOs の立場で発言し、最も効果があり参加性の高い作業構成を図る努力に支持を表明し、人権および性差別への配慮を盛り込んで得られる進展を保持すべきだとし、これを求めた。European Youth Forum は若者たちの NGOs の立場で発言し、UNFCCC プロセスに対する信頼を回復する必要があると強調し、締約国がこれまでに達成してきた進展を盛り込み、市民社会からのインプットに配慮して交渉文書を作成することに、明確かつ強力な支持を表すべきと強調した。

2010 年の作業構成と手法:この問題は、金曜日朝の AWG-LCA 開会プレナリーで最初に議論された。その後、Mukahana-Sangarwe 議長が議長を務める非公式プレナリーおよび非公式協議で取り上げられ、追加の会合時間については、Robert Owen Jones (オーストラリア) が進行役を務める非公式協議で議論された。日曜日の夜遅く開催された AWG-LCA の閉会プレナリーで、結論書 ([FCCC/AWGLCA/2010/L.2](#)) が採択された。

土曜日の午前中、議長の Mukahanana-Sangarwe は、非公式プレナリーに結論書草案を提出した。続いて、主に、作業の方法や 6 月の AWG-LCA 10 に向け新しい交渉文書草案を作成するよう議長に求めるかどうか、そのような文書作成の根拠となる文書、さらには 2010 年の追加会合の必要性に関し審議された。

多数の締約国、特に途上国は、「コペンハーゲンでの経験を繰り返さない」ため、**作業方法**に関する文書を作成し、交渉の透明性と参加性を確保するよう求めた。AWG-LCA の作業方法を、国連の原則および慣習に沿ったものにすべきであり、参加性、透明性および効率性のあるものにすべきだとの文章について、トルコは、全ての締約国に意見を聞いてもらう権利を認めるべきだと強調した。インドとパキスタンは、このパラグラフは必要ないとし、サウジアラビアもこれに同意して、「国連の慣習」はあいまいな表現だと指摘し、現在の作業方法の継続を提案した。中国も、このパラグラフの削除を希望し、これは現在の作業方法を表

すと述べる一方、その柔軟性も指摘した。米国は、国連憲章も UNFCCC の手順規則も、原則に関するガイダンスを与えていないと指摘したが、参加性、透明性、高効率な交渉に言及することを受け入れた。

日曜日の AWG-LCA 閉会プレナリーで、スーダンは G-77/中国の立場で発言し、議長の結論書草案改訂版についてコメントし、AWG-LCA は「参加性があり、民主的で、透明性があり、開放的で正当な国連の原則を厳格に守り作業を続ける」との表現を提案した。米国は、そのような原則は、国連憲章にないと指摘し、法的文書を「不正確な」ものにすることに警告を発した。イエメンは、参加性と透明性のある形で作業し、全ての国に全ての文書を提示するという国連の方式に焦点を当てた。また同代表は、国連憲章には、主権平等の原則が掲げられていると強調した。同代表は、「透明性と参加性の原則を堅持して作業する」ことに合意するとの表現を提案した。

トルコは、パプアニューギニアの支持を得て、「ダメージ・コントロール」の必要性を指摘し、これは、コペンハーゲンで国連の規則および手続きに疑問が生じたためだとし、原則に焦点を当てることをやめ、手続きの議論に注目するよう提案した。米国は、イエメンの提案に賛同を示し、「国連の手順に則り、参加性および透明性のある形で作業する」との表現を提案した。サウジアラビアは、「AWG-LCA は、参加性の厳格な堅守を継続することで合意した」、またはこのパラグラフを削除するという2つのオプションを提案した。締約国は、このパラグラフを削除することで合意した。

議論の中心となった問題の一つは、6月の会合向けに新たな交渉文書草案を作成するマニフェストを AWG-LCA 議長に与えるかどうか、与える場合には、その文書の土台としてどういう文書を用いるかであった。議長の Mukahanana-Sangarwe は、新しい文書の作成で机上から除かれる問題はないことを強調し、約 200 頁もある文書をもう一つ作成するつもりはないことも強調した。同議長は、多数の文書が「流布している」状況で、一つの文書にまとめる必要があると指摘した。

土曜日朝の非公式プレナリーで、締約国は初めに議長の結論書草案に関してコメントし、議長の交渉文書草案は、「AWG-LCA 第 8 回会合報告書に記載される内容ならびに COP 15 での作業を用いるべき」と指摘した。ボリビアは、新しい文書の必要性について総意があるわけではないと強調し、COP 15 に対する AWG-LCA 8 の報告書 (FCCC/AWGLCA/2009/17) に立ち戻るよう要請し、直接交渉モードに入ることを求めた。中国は、新しい文書の作成作業は進行を遅らせる可能性があるとして述べた。同代表は、議長に新しい文書作成の権限をゆだねる表現を削除するか、または「COP 15 で行われた作業」という広範な表現ではなく、「AWG-LCA 8 の報告書に基づいて COP 15 で行われた作業」と明確に記載すべきだと述べた。サウジアラビアは、コペンハーゲン合意について、これは COP が「留意した」文書に過ぎず、法的な位置づけのある文書ではないと強調し、締約国はどの国も提出文書を作成し、その中にこの合意(への言及)を含めることができると指摘した。サウジアラビアは、インドの支持を得て、COP 15 に対する AWG-LCA 報告書に基づき作業を行うことへの支持を表明した。ベネズエラは中国とともに、議長文書は決定書 1/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1) で AWG-LCA に委ねられた権限に合致すべきと発言し、この決定書

では、将来の作業は「COP 15 に対する AWG-LCA 報告書ならびにこの報告書に基づき COP で行われた作業を用いるべき」と記載していると述べた。エジプトは、AWG-LCA の報告書に基づき COP で行われた作業は、コペンハーゲンの COP 会合に報告されたものではなく、議論もされておらず、公式なものではないと指摘した。

米国は、コペンハーゲンからの文書を全て取りまとめれば、議長は交渉の進展を図れるような文書を作成できるとの確信を強調した。ロシア連邦は、COP の決定書などコペンハーゲンで、さらにはコペンハーゲン後に行われた作業結果を反映させる交渉文書を作成することが重要であるとして、これに焦点を当てた。EU は、交渉の進展を図る必要性を強調し、議長が新しい交渉文書を作成してプロセスの進行を図れるようにすることを支持した。同代表は、全ての COP 決定書を含め、全ての文書を検討すべきと述べた。日本は議長を支持し、激励の意を表明した。パプアニューギニアは、COP 15 での政治的ガイダンスは無視できないと強調した。キューバは、コペンハーゲン合意はコペンハーゲン会議の成果ではないと発言し、もし意見の一致がないのであれば、COP 15 からの AWG-LCA 文書に則り作業しなければならない可能性がある」と述べた。

ペルーは、チリ、エクアドル、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、パナマ、ウルグアイの立場で発言し、COP 15 に対する AWG-LCA 報告書ならびにこの報告書に基づき COP で行われた作業、さらには今回の会議で締約国が述べた意見とともに、COP 15 での決定を考慮に入れることを支持した。オーストラリアは、交渉の進展を図るため、コペンハーゲンで行われた全ての作業を用いることが適切だと述べた。

日曜日の閉会プレナリーで、議長の Mukahanana-Sangarwe は、改定された表現についてコメントを求め、議長文書は「COP 15 に提出された AWG-LCA 報告書ならびにこの報告書に基づき COP で行われた作業を用いる」との表現を述べた。

スーダンも G-77/中国の立場で発言し、新しい交渉文書作成の根拠は、AWG-LCA の作業継続を要請する決定書 1/CP.15 とすべきであり、COP 15 に対する AWG-LCA 報告書およびこの報告書に基づき COP で行われた作業を用いるべきだと提案した。また同代表は、COP 15 に対する AWG-LCA 報告書について、脚注で言及し、「AWG-LCA は、締約国に対し 2010 年 4 月 26 日までに追加の意見提出を行い、議長は、6 月の会合で締約国の審議にかけられる文書草案を作成する際、その提出文書を用いることができる」とする新しいパラグラフの挿入を提案した。サウジアラビアは、このパラグラフはコペンハーゲン合意に法的立場がないことを示す目的があるとし、この合意を含めることを希望する締約国はその提出文書の中でそうすべきだと説明した。

ロシア連邦は、COP 15 に対する AWG-LCA 報告書およびこの報告書に基づき COP で行われた作業とともに「COP での決定」にも言及する表現を入れる必要があると強調した。同代表は、締約国はコペンハーゲンに一度も行かなかったようにふるまうべきでないと述べた。米国は、多数の締約国がコペンハーゲン

合意に賛同していることを強調し、ロシア連邦と G-77/中国の両方の提案を受け入れるよう提案した。ロシア連邦、EU、オーストラリアはこれを支持した。

G-77/中国は、キューバ、イエメン、ベネズエラとともに、COP で合意した表現の追加は受け入れられないと強調した。コロンビアは、G-77/中国の提案は「G-77/中国内での極めて難しい妥協」の成果だと強調した。同代表は、自国がコペンハーゲン合意に賛同していることを強調する一方、「マンドートとともにボンを離れる必要がある」ため、現実的になるよう締約国に求めた。グアテマラも、自国がコペンハーゲン合意に賛同していると指摘し、G-77/中国の提案は合意の法的立場に関し長時間の議論をすることなく各締約国がその提出文書に合意を入れることができ、交渉の進展を図る「洗練されたやり方」だと述べた。議長は、議長に新しい文書作成の権限を与えるべきことでは全ての締約国が合意しており、朝からの議論の中で大きな進展がみられたと指摘した。コスタリカは、ここでの議論は単にプロセスだけの問題ではなく、UNFCCC が建設的な交渉の進行を図れるかどうかという意味で、UNFCCC の信用の問題でもあると強調した。

議長の Mukahanana-Sangarwe は、AWG-LCA の報告書に基づき COP で行われた作業には COP 決定書など COP における全ての作業が含まれるとの解釈をもって、G-77/中国の提案を受け入れる妥協案を提案した。同議長はこの提案を受け入れるよう締約国に求め、この「建設的なあいまいさ」を指摘した。締約国はこの提案に合意した。

日曜日夜遅くの閉会プレナリーで、締約国は、**AWG-LCA の今後の会議**に関するパラグラフについても議論した。議長の Mukahanana-Sangarwe は、結論書草案では SB 32 と合わせて AWG-LCA 会合を開催し、この会合は AWG-KP 会合とともに開催されることを指摘した。また提案されている結論書草案では、AWG-LCA 10 と COP 16 との間に 2 回の AWG-LCA 会合開催を規定している。サウジアラビアは G-77/中国の立場で発言し、AWG-LCA は COP 16 と合わせて会合するとの表現を提案した。ナイジェリア、エジプト、ガーナ、その他多数の途上国からも同様の発言があった。メキシコは、SBI 32 において、COP 16 の構成および 6 月での進展に関し自国のビジョンを提示する機会を与えてほしいと要請した。サウジアラビアは、COP をどう進めるかその方法を決定するのは締約国次第だと強調した。ウガンダは、主催国が交渉に条件をつけようとしていると論じた。米国は、COP 16 に合わせて AWG-LCA の会合を行うかどうかの決定を 6 月まで延期するよう提案し、トルコとスイスもこれを支持した。

議長の Mukahanana-Sangarwe は、「必要なら」COP で AWG-LCA 会合を開催するとの表現を提案した。メキシコ、ニュージーランド、ノルウェーは、これを支持した。サウジアラビアは、AWG-LCA が作業を終了していない場合には COP で AWG-LCA の会合を開催するとの表現を提案し、ガーナとナイジェリアもこれを支持した。コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、作業が終了していないなら AWG-LCA の会合を開催すべきだと強調した。メキシコとの非公式な交渉の後、南アフリカはアフリカン・

グループの立場で発言し、AWG-LCA は「必要な限り」COP に合わせて会合するとの新しい文章を提起した。

ロシア連邦は、SBI がカンクン会議の前にハイレベル会合を開催するとのオプション案を検討するかどうかについて、AWG-LCA が SBI に提案の検討を求めるのではなく、AWG-LCA がこの提案に留意するとの表現を求めた。サウジアラビアは G-77/中国の立場で発言し、このパラグラフの削除を提案した。パキスタンは、ハイレベルな政策決定を行うとの表現の削除を提案した。パプアニューギニア、トルコ、AOSIS の立場でグレナダは、このパラグラフの重要性を強調し、イエメンとともに、ロシア連邦の提案を支持した。締約国はこの手法について合意し、ロシア連邦およびパキスタンの提案に留意した。

AWG-LCA 結論書:この結論書 ([FCCC/AWGLCA/2010/L.2](#))において、AWG-LCA は、特に次の点を指摘した:

- BAP のマンデートならびに議論の成果を COP 16 に提出し採択を図る観点から、マンデートの延長を決定した決定書 1/CP.15 を想起し、
- 締約国が提出文書ならびに本会合のプレナリーでのステートメントで表明した意見に留意し、
- 議長に対し、自身の責任において、締約国間の交渉推進を目的とした文書を作成し、この文書については、COP 15 に対する AWG-LCA 報告書ならびにこの報告書に基づき COP が行った作業を用いることとし、その文書を AWG-LCA 10 の 2 週間前に利用可能とするよう求めるとともに、締約国に対し、2010 年 4 月 26 日までに追加意見を記載した提出文書を作成し、議長がこれを用いて 6 月の会合で締約国の審議にかける文書草案を作成できるようにすることを求め、
- 議長に対し、シナリオノートを作成して今後の進路を示すロードマップを提案するよう求め、締約国に対し、2010 年 5 月 4 日までにこの問題に関する意見を事務局に提出するよう求め、
- AWG-LCA 10 を SB 32 に合わせて開催し、AWG-KP の会合とも合わせて会議を開催し、AWG-LCA 13 は必要な限り COP に合わせて開催することで合意し、
- AWG-LCA 10 と COP16 の間で 2 回の会合を開催する必要がある、それぞれの会期を少なくとも 1 週間とすることで合意し、
- SBI に対し、SB 32 と COP 16 の間の期間にハイレベル会合を開催してガイダンスを提供するオプションを検討するとの提案に留意するよう求め、
- そのような会合の主催を申し出る立場にある締約国に対し、できる限り早期に申し出るよう求め、
- 各交渉の場に可能な限り広範な参加を得るため、資金供与を行う用意のある締約国に対し、それを行うよう強く求め、
- 事務局が必要なアレンジをできるようにするため、資金に関する供与または確固とした誓約を AWG-LCA 11 の場合は 2010 年 4 月 26 日までに、AWG-LCA 12 ならびにその後の会合については 2010 年 6 月 9 日までに申し出る必要があると認識する。

その他の問題:この問題は、4月9日の開会プレナリーで議論された。エジプトは、コペンハーゲン以降に多数の非公式会議が開催されたことに注目した。同代表は、これらの会議の成果を全ての締約国に提示し、今後開催予定の会議の暫定的な日程も提示するよう求めた。

また参加者は、UNFCCC事務局の Dianah Trought-Dederich の逝去に関し1分間の黙とうをささげた。

閉会プレナリー:AWG-LCAの閉会プレナリーは日曜日の夜遅くに開催された。締約国は、4月10日土曜日、ポーランドの Lech Kaczynski 大統領が逝去することとなった飛行機事故の犠牲者に対し、1分間の黙とうをささげた。事務局長の Yvo de Boer は哀悼の意を表し、Kaczynski 大統領も出席して行われた COP 14 開催にあたってのポーランドの歓待を想起した。その後締約国は、今回の会議の報告書 (FCCC/AWGLCA/2010/L.1)を採択した。

スーダンがG-77/中国の立場で発言し、AWG-LCA議長への支持を強調した。AOSISの立場でグレナダ、そしてイエメンは、柔軟性を示した全ての締約国に感謝した。コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、締約国が交渉文書作成の権限を議長に与えたこと、AWG-LCAでの十分な会議時間を決定したことに焦点を当てた。EUは議長の仕事ぶりに感謝の意を表し、ポーランドの国としての悲劇に悲哀の念を示した。ソロモン諸島はLDCsの立場で発言し、受け入れやすく革新的な手法のための柔軟性を指摘した。議長の Mukahanana-Sangarwe は、各締約国の柔軟性と信頼に感謝し、11時56分この会議を閉会した。

附属書I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

京都議定書の下での附属書I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第11回会合 (AWG-KP 11)は2010年4月9日金曜日の午後に開会し、John Ashe(アンティグア・バーブーダ)が引き続き議長を務め、Harald Dovland(ノルウェー)が副議長を、Miroslav Spasojevic(セルビア)が報告官を務めた。

議長の Ashe は、締約国がコペンハーゲン会議で、AWG-KPの文書を将来の交渉の土台とし、AWG-KPは附属書Iの更なる排出削減量、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)、柔軟性メカニズム、対応措置の潜在的な影響結果、方法論問題のバスケットに関する作業成果をCOP/MOP 6に報告すべきことで合意したことを想起した。締約国は、議題書を採択し、作業構成書で合意した。(FCCC/KP/AWG/2010/1 and 2)

開会ステートメントで、イエメンはG-77/中国の立場で発言し、次の点に焦点を当てた: UNFCCCは交渉の中心であり続ける; 附属書I 締約国は京都議定書の第2約束期間における更なる約束をすべきである;

AWG-LCA の会合に合わせ AWG-KP の会合も追加する必要があるとあり、できるだけ多くの参加を得るため、ニューヨークまたはジュネーブでの開催が望ましい。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、AWG-KP で大きな進展があったと強調し、技術的な作業の大半を終了したと述べた。同代表は、大胆な行動をとるとのアンブレラグループの約束を強調し、アンブレラグループのメンバーがコペンハーゲン合意のそれぞれの目標の登録を済ませていると指摘した。同代表は、AWG-KP が作業を終了できるかどうかは、他の作業の流れに依存する部分が大いだと強調し、2010 年の作業プログラムにこの点を反映させる必要があると指摘した。

スペインは EU の立場で発言し、両方の交渉トラックで作業することは、気温の上昇を産業革命前のレベルより 2°C 以下の上昇に制限する包括的な世界規模の法的枠組みを作り上げるのが目的であると強調した。同代表は、コペンハーゲン(合意)を 2013 年以降における UNFCCC の法的拘束力のある合意に向けた交渉の第一歩と位置付け、京都に関する交渉トラックの「重要で顕著な役割」を認識した。EU は、「京都を支持する」立場を強調し、EU の約束を実現すると強調した。同代表は、多数の締約国が野心的な緩和約束をする必要があると指摘し、先進国は諸国グループとして 2°C という目標達成のため先頭に立つべきだと述べた。EU は、進展を図るため、文書の提案や革新的な交渉フォーマットなど、必要なアレンジを行う権限を議長に与えることを支持した。同代表は、AWG-LCA との密接な協調が必要だと強調した。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、附属書 I 諸国の排出削減量目標で合意するため、COP/MOP 6 までに残された時間を効果的に用いるべく、保留された実質的な問題に焦点を当てるよう求めた。同代表は、今後の議論は COP/MOP 決定書に基づくものにすべきだとし、2°C 目標などコペンハーゲン合意のうち有用な要素は交渉を推進する可能性があるとして指摘した。環境十全性グループはさらに次の発言を行った: 附属書 I 締約国は 2°C 目標に合致する排出削減量を約束すべきであり、多数の国がそれぞれの野心レベルを高めるべきである; 柔軟性メカニズム、LULUCF、割当量単位(AAUs)の繰越に関する規則で合意すべきである。同代表は、先進国による緩和などのクロスカッティングイシューに関しては両 AWGs 間の一貫性を確保する必要があると強調し、交渉時間の追加を支持し、各追加会合にベンチマークを設けるべきだと述べた。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、次のことを行って、UNFCCC プロセスに対する信用を回復し、信頼性を再構築するよう求めた: 2つの多国間交渉トラックに戻る; 交渉の場を UNFCCC プロセスに委ねる; COP/MOP 5 で採択された AWG-KP の報告書に基づき作業する; 議定書の第 2 約束期間の条件について交渉する。同代表は、2°C 目標ならアフリカは極めて大きな損害を受けると指摘し、他の諸国に対し、1990 年比で 40% 以下の排出削減を誓約したノルウェーの例にならうよう求めた。アフリカン・グループは、参加性を確保する通常の国連の作業手法への支持を表明し、少数グループでの交渉を拒否した。

グレナダは AOSIS の立場で発言し、COP 15 では附属書 B 締約国が気温上昇を 2°C 以下に抑えるとの目標を支持したと指摘し、これら諸国がこれまでに行った誓約はこの目標を達成しない水準だと強調した。同代表は、達成される排出削減量の規模と回避できる気候変動の影響の規模との間の関連性を強調し、より野心的な約束ができないなら、これは「莫大な生命の喪失」をもたらすことと同義であり、気候変動の結果としておこる食糧および水の安全保障の不安定化を増大させると述べた。AOSIS は、解決しなければならない問題として、柔軟性メカニズムの改善、LULUCF の算定規則、誓約を排出量の量的制限および削減目的(QELROs)に変換することを挙げた。同代表は、これまでの誓約でもたらされる環境面の効果および成果に関し AWG-KP が追加の技術的作業を行うことを提案した。

ロシア連邦は、AWG-KP における専門家レベルでの可能な議論は出尽くしたとし、AWG-KP の作業におけるプラスの成果を考慮しつつ、AWG-LCA に焦点を当てて作業すべきだと述べた。

ボリビアは、議定書の下での交渉トラックを、「水をせき止めるダム」の建設にたとえ、何よりもダムの高さ、すなわち附属書 I 諸国の合計した排出削減量の範囲で合意することが重要だと強調した。

「気候変動の影響は痛みを伴う現実になっている」と指摘したりベリアは LDCs の立場で発言し、2010 年中に AWG-KP の作業を終わらせるため緊急性をもって作業するよう提案した。同代表は、COP/MOP 5 に対する AWG-KP の報告書に基づき交渉すべきだと述べた。パキстанは、全体の排出削減量および各国の排出削減量で進展がないことに懸念を表明し、インドは、誓約された排出削減量のレベルならびにこれに付随する多様な条件のレベルは必要レベルを大きく下回っていると指摘した。

グアテマラは、AWG-KP では数回のワーキングセッションを開催する必要があると指摘し、各国が COP/MOP 6 で作業を終了できるようなアレンジでの合意を求めた。エジプトは、議定書には終了期限が規定されておらず、その条項は締約国が脱退しない限り 2013 年以降も引き続き有効だと強調した。同代表は、AWG-KP は AWG-LCA と同等の会議時間を割り当てられるべきだと述べた。

中国は、AWG-KP がバリ・ロードマップの「核心」であると強調し、そのマンデートの更新は、ある意味でコペンハーゲンの成功を意味すると述べた。同代表は、これは国際社会が気候変動と取り組む法的枠組みとしての京都議定書の重要性を再認識したことを意味すると説明し、共通だが差異ある責任の原則を具体的に適用したものとして議定書に注目した。中国は、AWG-KP が 5 年間交渉してもマンデートを達成できなかったという点では、コペンハーゲンは失敗だったと述べた。中国は、まだ「長い道のり」が残っていると指摘し、附属書 I 締約国の歴史的な責任や条約の目的を考えると、多数の附属書 I 締約国の排出削減誓約は十分でないことを強調し、AWG-KP の作業を推進する必要があると強調した。マレーシアは、附属書 I 締約国に対し誓約の野心レベルを高めるよう求めた。

メキシコは、COP 16 および COP/MOP 6 議長国として AWG-KP の交渉トラックが AWG-LCA の交渉トラックと同等の重要性を持つことを強調し、多国間の 2-トラック方式の場合、両トラックのバランスをとる必要があると付け加えた。スリランカは、カンクンでは包括的な合意を完成させる必要があると強調した。

組織上の問題: 役員を選出: この問題は金曜日の開会プレナリーで初めて議論され、締約国は Andrej Kranjc (スロベニア) が役員選出に関する非公式協議を行うことで合意した。日曜日の閉会プレナリーで Kranjc は、締約国が新しい AWG-KP 議長および副議長など役員を選出で合意に至らなかったことを報告した。議長の Ashe は、手順規則に則り、次回会合までは現在の役員がそれぞれの職務にとどまると説明した。

議定書の下での附属書 I 締約国の更なる約束および 2010 年の作業プログラム: 本会合では、この 2 つの議題項目を合同で審議し、金曜日午後の開会プレナリーで初めて取り上げられた。土曜日と日曜日、議長の Ashe が議長を務めるコンタクトグループの会合ならびに Marcelo Rocha (ブラジル) と Stephanie Lee (ニュージーランド) が進行役を務める非公式協議が開催された。また締約国は、Robert Owen-Jones (オーストラリア) が追加の会議時間に関し非公式協議を行うことでも合意した。議論された主な問題は、議題、作業方法、文書、AWG-LCA との協力関係、技術的なインプットなどであった。

議題について、ミクロネシア連邦は AOSIS の立場で発言し、AWG-KP 11 の結論には次のものを含めるべきだと強調した: COP/MOP 6 において京都議定書の改定案を採択するという AWG-KP の目的を明示するステートメント; 明確な段階と日程を含む作業方法; AWG-KP の作業実施方法。スイスは、今年度の AWG-KP の目的を明確にし、この目的に焦点をあてて議論する必要があると強調した。日本は、カンクンでは、コペンハーゲン合意の要素を中心とした単一の公平かつ効果のある法的成果を取りまとめることが目的であるとし、京都議定書の「単純な改定」は選択肢にないと強調した。ボリビアは、新しい排出削減目標を設定に関する議定書 3.9 条 (附属書 I 締約国の更なる約束) の規定が「明確な目標」だと強調した。同代表は、まず附属書 I 締約国合計の排出削減の範囲を決定し、その上で、これら諸国の個別の目標を決定する必要があることも強調した。

作業方法に関し、EU、スイス、ブラジル、AOSIS、ノルウェー、日本、ニュージーランド、メキシコは、一つのコンタクトグループでの審議を支持した。締約国数カ国は、この手法が採用されたところで、必要な場合にスピノフグループまたは草案作成グループで議論することを排除したわけではないと述べた。AOSIS は、一つのコンタクトグループでは特定の問題に絞って議論する必要があると指摘し、会合期間中ワークショップ、技術的ワークショップ、AWG-LCA と合同でのイベントなど多様な方法の活用を提案した。ニュージーランドは、このグループの作業の詳細について、その一部の明確化を図る技術的ワークショップの企画を支持した。ガンビアは、一つのコンタクトグループによる作業で議題の優先度付けを行うのは困難だと述べ、サウジアラビアは、柔軟性メカニズムや LULUCF など多様な問題を一つのコンタクトグループでどう

議論するのか疑問だと述べた。非公式協議後、一つのコンタクトグループによる作業という文章は結論書に入れなかった。

EU、ノルウェー、ニュージーランド、日本は、クロスカッティングイシューに関する AWG-LCA との合同審議を支持したが、サウジアラビアは反対した。日本は、数値の問題に関する議論は AWG-LCA で進展がない限り、これ以上の進展は望めないところに来ており、数値ならびに柔軟性メカニズムに関する合同審議を支持した。スイスも、AWG-LCA との合同審議の必要性を強調し、これは京都議定書の締約国ではないが特に LULUCF および市場メカニズムに関する作業を見越している国があるせいでと説明した。同代表は、BAP に記載する先進国の緩和努力の比較可能性の問題を強調し、MRV および REDD+ などの問題は、両 AWGs を横断する問題である可能性を指摘した。

ブラジルは、AWG-KP のマンデートはバリ・ロードマップより以前の COP/MOP 1 で合意されたものだと強調し、AWG-LCA と合同で作業する必要はないと説明、中国とガンビアもこれを支持した。ボリビアその他は、議定書 3.9 条に基づくマンデートから乖離する作業方法に反対を表明し、AOSIS その他もこれを支持した。ブラジルは、それでも 2 つの AWGs 会合は常に並行して行われるべきだと強調した。ザンビアその他は、AWG-KP は AWG-LCA と同じ回数会合する必要があるが、合同会議は必要ないと強調した。エチオピアは、締約国が AWG-LCA 後に情報を交換し合えることを強調した。

AWG-LCA との協力の問題は最後に解決されるべき問題となった。アフリカン・グループは、両 AWGs の議長が附属書 I 締約国の約束に関する共通の懸念を明らかにするととの記述を削除するよう提案したが、コロンビア、EU、日本、ノルウェー、ミクロネシア連邦は、これに反対した。日曜日の深夜を過ぎてようやく終了した協議で、締約国は、AWG-KP 議長が自身のイニシアティブで AWG-LCA 議長と会合し、附属書 I 締約国の約束に関する情報を交換し、その結果を締約国に提供するという記述の文章で合意した。

(改訂版)文書について、議長の Ashe は、AWG-KP の報告書 (FCCC/KP/AWG/2009/17) を COP/MOP 5 に提出して以来のコペンハーゲンでの進捗状況を強調し、COP/MOP ではその後いかなる文書にも反映されていない作業が行われた指摘した。大半の締約国は、6 月の会合に向けた改定版文書の作成を支持した。サウジアラビアは、改定版の文書の中に潜在影響結果に関する作業成果を盛り込む必要があると指摘した。締約国は、6 月の AWG-KP 12 に向け、COP/MOP 5 提出の AWG-KP 報告書附属書をベースに、AWG-KP 10 の報告書に基づき COP/MOP 5 が行った作業ならびに採択した決定に配慮して、文書を作成するよう、議長に要請することで合意した。

技術的インプットの問題に関し、EU は、附属書 I の排出削減量の野心レベルを「一律」にし、LULUCF の算定規則、新たな温室効果ガスの導入に関して作業することを支持した。スイスは、誓約の QELROs への変換作業、AAU の繰越、柔軟性メカニズム、QELROs のプラスおよびマイナスの影響などに関する技術的インプットを提案した。ブラジルは、誓約の QELROs への変換など技術的な問題が残っていると指摘し

た。ポリビアは、個別の誓約が科学および歴史的な責任と合致しているかどうか、技術レビューを行って検討することは可能だとの認識を示した。AOSIS は、次の問題に関するテクニカルペーパーを提案した：提起された誓約の環境面での結果と影響、柔軟性メカニズムおよびLULUCFに関する算定規則およびオプションの違いがこれらの誓約にどう影響するか。ニュージーランドは、QELROs、柔軟性メカニズム、排出量取引の全締約国への拡大に関する交渉などでは技術的なインプットが必要だと指摘した。締約国は、AWG-KP 12 向けに、排出削減誓約およびそれに関する想定条件を取りまとめたペーパー、そして誓約の QELROs への変換に関する問題を提起するテクニカルペーパーを作成するよう、事務局に要請することで合意した。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2010/L.2) において、AWG-KP は特に下記を規定する：

- COP/MOP 6 での採択に向け、作業結果を提出すると再度明言する
- 作業プログラムに則り 2010 年の作業を続けることで合意し、文書 FCCC/KP/AWG/2008/8 のパラグラフ 49(a) (附属書 I 締約国の合計排出削減規模) および (b) (この合計排出削減量に対する附属書 I 締約国の個別または合同での貢献) に規定される問題に焦点を当て、パラグラフ 49(c) (作業プログラムで派生するその他の問題) に規定する問題についても作業を継続することで合意する
- SB 32 と合わせて AWG-KP 12 を開催し、必要な限り COP/MOP 6 と合わせる形での AWG-KP 15 開催で合意する
- AWG-LCA の会合と合わせて会合することで合意する
- SB 32 と COP/MOP 6 の間に 2 回、それぞれ 1 週間以上の会期を持つ会議を開催する必要があることで合意し、会合と会合の間には十分な余裕を持たせると同時に交渉時間も確保し、締約国が協議し、準備できるようにする
- SB 32 と COP/MOP 6 の間でハイレベル会合を開催しガイダンスを提供するオプションについて、SBI に検討を求めるとの提案に留意する
- 交渉に対する最大限の参加を確保するため、寄付を提供できる締約国に対し、寄付の実施を強く求める
- 議長に対し、AWG-KP 10 の報告書附属書をベースに、この報告書に基づき COP/MOP 5 で行われた作業ならびに採択された決議を念頭に置き、交渉推進のための文書を作成し、AWG-KP 12 での審議にかけるよう要請する
- 議長に対し、上記の注目点を念頭に、シナリオノートの中で各問題の審議スケジュールを提案するよう要請する
- 事務局に対し、AWG-KP 12 までに、締約国がそれまでに提出した排出削減誓約およびそれに関する想定条件、関係する排出削減量を取りまとめたペーパーを作成し、誓約の QELROs への変換に関する問題を記載したテクニカルペーパーを作成するよう要請する

- AWG-KP 議長は、AWG-KP のマンデートに十分配慮し、自身のイニシアティブで AWG-LCA 議長と会合し、附属書 I 締約国の約束に関する情報を交換し、これを締約国に提供することに留意する

閉会プレナリー: AWG-KP の閉会プレナリーは日曜日の夜開催された。国際排出量取引協会はビジネスおよび産業関連の NGOs の立場で発言し、AWG-KP に対し、クリーン開発メカニズムの改革努力を継続し、関連する問題を探求し、特に標準化ベースラインの開発に関する提案に注目するよう求めた。気候行動ネットワークは環境 NGOs の立場で発言し、締約国に対し、附属書 I 締約国の誓約と科学的に必要とされる排出削減量レベルとの間の「ギガトンレベルのギャップ」を分析するよう事務局に要請することを提案した。欧州ユースフォーラムは若者たちの NGOs の立場で発言し、「京都議定書の滅亡」を図る動きに反対し、この議定書は若者の将来を守るために利用できる、今のところはただ一つの手法だと強調した。

閉会プレナリーはその後、2010 年の追加会議時間の文章表現に関し AWG-LCA で行われていた交渉を待って中断された。閉会プレナリーは日曜日遅くに再開され、締約国は AWG-LCA との協力に関する文章(上記概要のとおり)など、結論書草案の議論を続けた。結論書に関し意見の一致に至ったことから、締約国は、この会議の報告書(FCCC/KP/AWG/2010/L.1)を採択した。議長の Ashe は、午前 1 時 36 分、この会議を閉会した。

AWG-LCA 9 および AWG-KP 11 の簡単な分析

参加者は、気候変動枠組条約(UNFCCC)およびその京都議定書の下での今後の交渉の進め方を決定するため、コペンハーゲンでの国連気候変動会議以降初めてとなる 3 日間の会議に出席すべく、ドイツのボンに集まった。この会議は、当初から予定されていたものではなく、2 月になって始めて発表されたものだが、これはコペンハーゲン会議は、今後の作業をどこでどのように行うのか決定する時間がなかったためである。しかしコペンハーゲン会議では、UNFCCC の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-LCA)および京都議定書の下での附属書 I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-KP)という 2 つの交渉グループのマンデート延長を決定した。

コペンハーゲンの最後の数日では混乱と深い意見対立があり、また気候科学者や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の研究に不信感を抱かせるような最近の出来事もあったことから、何を期待すればよいか、「こわれたかけらを拾い集める」にはどうすればよいかもわからずボンにやってきたものもいた。主に手続きについて話し合うこの会議に集まった人数は、通常よりも少なく、NGOs の参加もまばらで、各国代表団の人数も比較的少数にとどまった。交渉ブロックの多くが新しい調整役を得、さらには AWG-LCA も新議長を迎え、この会議は、ベテランの参加者にも交渉プロセスの新顔にも、2010 年の作業の基調を感じる機会となった。

この簡単な分析では、コペンハーゲン会議の成果、そして 2010 年末にメキシコのカンクンで開催される次の COP に向けての期待感という観点から、今回の会議の結果を検討する。

新たな出発？

AWG-KP 11 および AWG-KP 9 の主な課題は、2010 年の作業構成および方法について合意すること、特にどの文書を今後の議論の土台とするかで合意することであった。今一つの重要な目的は、COP16 および第 6 回京都議定書会議 (COP/MOP 6) に各 AWG の成果を報告できるようにするには、何回会議を開く必要があるかを決定することであった。議題としては単純で曲折のないものだが、その裏にはある底流が潜んでおり、特にコペンハーゲン合意の関連性にまつわる意見対立があったほか、カンクンでの気候会議を、気候変動のみならず問題に意味のある世界規模の対応を実現させる会議にすべきだとの圧力もみられた。

多数の参加者は、到着時、コペンハーゲン会議の終了時にみられた非難合戦が継続するのではとの不安を口にしていた。しかし、第 1 日終了時点では、予想したよりもはるかに良い雰囲気であり、意見表明もその多くが協調的で、笑みや軽い冗談で彩られたことから安堵感が漂い、かなりリラックスした雰囲気が生まれた。しかし会議最終日には、雰囲気も多少硬くなり、「コペンハーゲンのトラウマ」とか、「バンドエイド」の必要性という言葉も出て、締約国は、またもや、交渉グループ内でも、グループ間でも意見の一致を得るのに、大きな困難に直面した。

多くのものが AWG-LCA で最も困難だった問題と評したのが、今後の交渉のベースとなる文書の決定であった。締約国は、6 月の会議の議論進行のため、議長に新しい交渉文書草案作成のマンデートを与えるかどうか、さらにはそのような文書作成にどの情報を用いるかを議論した。昨年のような長文のしかも多数の括弧書きを含めた交渉文書で作業することがいかに難しいかが認識されたため、新しい議長文書なしでプロセスを続けようと提案した締約国はごく少数にとどまった。しかし締約国は、COP の最後のプレナリーで「辛らつな議論」の的となり、コペンハーゲンでは正式に採択されず、COP 15 で「留意する」にとどまったコペンハーゲン合意を、議長文書のなかでどう扱うべきか、意見を一致させる必要があった。

交渉グループによる調整に先立ち、ボンのプレナリーで当初聞かれたコメントでは、「COP の決定」—これは締約国がコペンハーゲン合意を指す技術用語—を議長のマンデートに入れるべきかどうかで、途上国間の意見の相違が表面化した。米国、EU、ロシア連邦など多数の先進国は、議長は COP 15 の全ての決定書を用いるべきと提案し、暗にコペンハーゲン合意を含めることを示唆した。この意見を支持する一部の国は、締約国はコペンハーゲン会議などなかったかのごとくふるまうべきでなく、米国が専門家レベルでの「行き詰まり」と称するものに立ち戻るべきでもない、むしろ世界の指導者が合意した政治的なガイダンスそして妥協案を考慮に入れるべきだと述べた。別な締約国が言うとおりに、「コペンハーゲンでうちの大統領

領が承認のスタンプをおしたものを無視するわけにはいかない—このハイレベルな政治合意を締約国提出文書として再提出するのは筋が通らない」のである。

しかし、ボリビア、ベネズエラ、その他は、コペンハーゲン合意に至る「非合法的」プロセスから自国が排除されたことを強調し、このことは「多国間主義の原則」にもとるとし、この合意を暗示するいかなる表現にも反対した。またこの合意の交渉に参加していたサウジアラビア、中国、インドなど一部の途上国は、COP 15 に対する AWG-LCA 8 報告書、ならびにこの報告書に基づき COP で行われた作業のうちコペンハーゲン合意を除いたものをベースにするよう希望した。しかしブラジル、南アフリカなど他の主要途上国は、それぞれの独自の立場を明確にしなかった。

G-77/中国は、多数の途上国がこの合意を支持していることから、共通の立場を打ち出すことが「極めて困難な」状況に置かれたと報じられた。広範な協調努力が進められた結果、G-77/中国は、共通の立場を持って AWG-LCA の閉会プレナリーに臨み、新しい議長の交渉文書草案は、COP 15 に対する AWG-LCA 報告書、この報告書に基づき COP で行われた作業、ならびに 2010 年 4 月 26 日までに締約国が提出する新しい文書を利用すべきという表現を提案した。激しい議論となり、G-77/中国はこの案が極めて大きな妥協の産物だと主張し、AWG-LCA 議長は、自分の解釈では、「AWG-LCA 報告書に基づき COP で行われた作業」という表現には、COP の決定を含め、COP で行われた全ての作業が含まれると指摘した。文章表現に対する懸念は一部残されたが、先進国は、議長はコペンハーゲン合意を用いることができるとことを暗黙に認識した上で、この表現で合意できた。

AWG-KP で議論が行き詰まりそうになった問題は、2 つの交渉トラック間の協力強化と、それに対する抵抗というこれまでも見られた問題であった。今回の会議では、EU やアンブレラグループなど先進国が、2 つの AWGs による合同作業または審議の実施を提案したことから、この議論が表面化した。議長が提案していた結論書草案では、附属書 I 締約国の約束に明確に限定して、附属書 I 締約国の約束に関する共通の懸念を明らかにするため、AWG-KP 議長が AWG-LCA 議長と会合することに「留意する」という表現がとられた。このように明確に限定する表現であるにも拘わらず、そのような共同作業をすることへの抵抗感は残り、途上国中の大国およびアフリカン・グループが反対し、その一方で先進国はこの文章を残すよう主張した。意外な感をもたれたのは、AOSIS やコロンビアといった一部の途上国がこの文章の保持を支持したことである。参加者の中には、これは G-77/中国内の亀裂が深まった証拠ではないかと、廊下で疑問を口にするものもあり、途上国がそれぞれの国益を守るため、さらに小数の派閥を作りだしたのではないかと考えるものもいた。さらに長時間の協議の末、結局、締約国は、議長は「附属書 I 締約国の約束に関する情報を明らかにするため」会合することに「留意する」との表現で合意した。ここでの主な妥協点は、「共通の懸念問題」を明らかにするとの考えを排除することであったようだ。

ボンでの成果とカンクンに向けての展望

ボンに参加した多くのものが懸念した基本的な問題の一つが、コペンハーゲン以降の UNFCCC プロセスの役割と関連性の問題であった。「気候変動への対応に関する国際努力は、このプロセスにおいて行われるよう確保する必要がある」と、懸念をもった途上国からの参加者の一人は説明した。しかし、他のものは、目に見える前進とか成果がなく、しかもプロセスの外で多くの非公式会議が行われているため、多数の締約国の間で焦燥感が生じているとの意見を述べた。一部のものは、UNFCCC プロセスの外でこの重要問題の迅速な進展を図る努力の最も近々の例として、フランスおよびノルウェーが暫定的な REDD+ パートナーシップの設置を立ち上げたプロセスに言及した。別な例として最近の EU サミットでの動きが挙げられ、本来は UNFCCC プロセスの支援を目指していた G20 など別な場での気候変動の議論に重点を移ってきていることが指摘された。しかし、今回の会議では、多数のものが UNFCCC プロセスへの支持ならびに約束を再確認している。「透明性および参加性」を高める努力の一環として、数カ国から、自国開催の外部会議に関する報告がなされた。にもかかわらず、多数の国、特に先進国は、このプロセスから(カンクンで)何が生み出されるのかを注視し、それを待っている状況であり、その成果により自国の次の動きを決定し、今後 UNFCCC プロセスにどれだけの重きを置く意思があるかを決めようとしている。

この点に関係して、各締約国がカンクンでの成果として何を期待するのか、2010 年の 2 つの AWGs の作業としてボンで合意されたものが、こういった期待に応えられるものかどうかの問題となった。「多くの締約国が、カンクンではコペンハーゲンで得られなかったものを得たいと考えているようだ」とあるオブザーバーはコメントし、「ということは、いまだに昨年の政治的な問題の多くに直面していることを意味しており、これには京都議定書の運命とか、AWG-LCA の成果の法的な形式も含まれる」と続けた。適応に関する規定と同時に緩和に関する約束、さらには資金や技術移転も含めた法的拘束力のある合意を、可能な限り早期に採択してほしいというものがいる一方で、法的拘束力のある合意達成に向けた技術的な詳細やロードマップを定める一連の COP 決定書を期待する向きもあった。他のものは政治合意を期待する。

注目すべきは、2010 年の締約国の作業の目的を定めるよう求める締約国が多数存在していたにもかかわらず、この会合の結論書に明示されなかったことである。AWGs はただ単に、両 AWGs のマンドレートが延長され、それぞれの作業成果を COP 16 および COP/MOP 6 に提出し、その採択を図ることになった事実を想起したに過ぎない。さらに京都議定書の存続をめぐる意見対立構造もほとんど変わっておらず、先進国と途上国の両方を含めた全ての締約国に適用される一つの新しい合意にするか、それとも途上国の希望するとおり、議定書の下での合意と条約の下での合意の二本立てとするかで意見が対立している。

長期にわたる不確実性を考えると、昨年に、技術、適応、REDD+で「良い進展」と評されるものが出てきたことはこれらの問題に関する一連の COP 決定書の合意を可能にするのではないかと、希望を表明するものもいた。「このプロセスが複雑すぎるというのは誰もが知っていることで、前進を図るには、取扱い可能な切れ端に分断するしかない」と、あるいらだった参加者は述べた。しかし、他の交渉担当者は、それほど楽観的ではなく、「それぞれの切れ端でどのくらい進展があるか見たいが、カンクンで打ち出すのが本

当に難しいと思われる資金面の決定書から、こういった切れ端を引き離せる方法があるとは思えない」とあるベテランの交渉担当者は述べた。

コペンハーゲンでは「合意に署名」すべきとの圧力があつたが、今は、カンクンに対する期待感を抑えようとする協調努力がみられた。メキシコの代表団は、ハイレベル会合が各国の元首の足下に沈むことはない」と明言した。コペンハーゲンに向かっていた締約国の中で、重要問題で妥協する意思を見せた国は少数に過ぎず、そのことも合意成果が得られなかった原因の一つと見られた。ボンでは、多数の締約国がそれぞれのハードな路線を和らげ、妥協の必要性に関してプラグマチックになったように見えた。これは今後の交渉からすると、良いシグナルであり、カンクンで前向きな成果に結びつく可能性がある。

UNFCCC が将来成功するかどうかの問題で、最後に議論されたのは、新しい事務局長の指名問題である。退職予定の UNFCCC 事務局長 Yvo de Boer は、今回の会合全体を通してこれまでほど目立つ活動をしておらず、逆に次の局長候補と見られる数人は、廊下でも会合自体でも積極的に動いていたと指摘するものがいた。多くの憶測が飛び交つたが、de Boer 氏の残した大きな足跡に合うものとして Ban Ki-moon 事務総長が推薦する候補では、意見が一致する余地はなかったようだ、しかし、次の事務局長がこのプロセスで成果を挙げようとするなら、就任早々走り出さなければならぬだろう。

議論のシフトアップ

2010 年の残りの期間では、4 回の AWGs 会合が予定されていることから、かなり忙しいスケジュールとなるはずである。特に AWG-LCA 議長の文書草案に対する反応という意味で、6 月の会合で進展があるかどうか、この年の残りを左右する可能性が高い。今回の会合では相互に好意を示していたが、締約国間の信頼性欠如は、依然、交渉における根強い底流として残っているのは確かである。作業構成および手法といったありきたりの問題でも合意に達するのが難しいのでは、UNFCCC での成果をあまり期待していないものに新たな懸念材料を与えることになりかねない、しかし会場では、過去の失敗を認め、その繰り返しを避ける必要があるとの認識が見られた。締約国は、こう着状態のまま過ごすよりも、そして 1 ヶ月余り後にボンで開催される次の会合に向け必要な選択を先延ばしにするよりも、この会合の作業完了を約束し、実証したのである。締約国が、各会合でもそれぞれの作業完了の約束を守り続けるなら、そして議論と妥協を続けて信頼を構築するなら、カンクンでの展望は明るいものとなる。

今後の会議予定

エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム: この会議は 2010 年 4 月 18-19 日、米国のワシントン市で開催される。このフォーラムは、主要先進国および主要途上国間の忌憚のない協議推進を目指すもので、クリーンなエネルギー供給を拡大する一方、温室効果ガスの排出量も削減する具体的なイニシアティブおよび共同事業の探求推進を目指す。主要経済国フォーラムに参加する主要国は次の 17 カ国: オース



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg9>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

トラリア、ブラジル、カナダ、中国、欧州連合、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、メキシコ、ロシア、南アフリカ、英国、米国、詳細は下記 URL 参照:

<http://www.state.gov/g/oes/climate/mem/>

気候変動と母なる大地の権利に関する世界人民会議:この会議は 2010 年 4 月 19-22 日、ボリビアの Cochabamba で開催予定。この会議の目的は、気候変動をもたらす構造上体系上の原因を分析し、全ての人間の福利を自然と調和させるための対策を提案し、母なる大地の権利に関する普遍的な宣言について議論し、合意し、京都議定書の下での新たな約束ならびに先進国の気候面での債務、気候変動による移民—難民、排出削減量、適応、技術移転、資金、森林、共有のビジョン、先住民について論ずる UNFCCC の COP 決定書の提案で合意し、気候変動に関する世界人民投票 (World People's Referendum) を行うべく努力し、気候正義の法廷 (Climate Justice Tribunal) 設置を進める行動計画を分析し、作成し、気候変動の影響から命を守るため、そして母なる大地の権利を守るための行動戦略と運動を定義づける。詳細は、下記参照 <http://pwccc.wordpress.com/>

アフリカ-EU エネルギーパートナーシップの第 1 回ハイレベル会議、および持続可能なエネルギーに関する第 9 回世界フォーラム (GFSE): これらのイベントはそれぞれ 4 月 21 日と 22 日、オーストリアのウィーンで開催される。詳細については会議事務局に連絡: 電話: +49-307-261-4213、ファクシミリ: +49-307-261-4213、電子メール: delegations@aeep-conference.org、インターネット: <http://www.gfse.at/> および <http://www.aeep-conference.org>

2010 年オスロ気候および森林会議:この会議は 2010 年 5 月 27 日、ノルウェーのオスロで開催予定、主催はノルウェー政府。この会議の目的は、REDD+に関する暫定的パートナーシップを設立すること。このパートナーシップは、世界の熱帯の森林保全に向け、UNFCCC の決定に従い、世界的に協調した努力が早期に実施されることを目指す。詳細については会議企画担当者に連絡: 電話: +47-612-87320、ファクシミリ: +47-612-87330、電子メール: ocfc@mfa.no、インターネット: <http://www.oslocfc2010.no/>

第32回UNFCCC補助機関会合、AWG-LCA 10、AWG-KP12:第32回UNFCCC補助機関会合 (SBIとSBSTA) は、2010年5月31日から6月11日、ドイツのボンで開催される。同時にAWG-LCA 10会合とAWG-KP 12会合も開催される。詳しい情報は右記に連絡: UNFCCC事務局; 電話: +49-228-815-1000; ファクシミリ: +49-228-815-1999; 電子メール: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://unfccc.int/>

G-20 サミット:6月のG-20サミットは、2010年6月26-27日、カナダのトロントで開催される。詳しい情報は下記 URL 参照:

<http://www.international.gc.ca/cip-pic/G20/>



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg9>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

G-20 サミット: 11月の G-20 サミットは、2010年11月11-13日、韓国のソウルで開催される。詳しい情報は右記に連絡: G-20 サミット大統領府委員会; 電子メール: G20KOR@korea.kr、インターネット: <http://www.g20.org/index.aspx>

第16回 UNFCCC COP および第6回京都議定書締約国会議: この会議は11月29日から12月10日メキシコのカンクンで開催される予定。詳しい情報は右記に連絡: UNFCCC 事務局; 電話: +49-228-815-1000; ファクシミリ: +49-228-815-1999; 電子メール: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://unfccc.int/>

用語集

AAU	割当量単位
AOSIS	小島嶼国連合
AWGs	アドホック・ワーキンググループ
AWG-KP	京都議定書附属書 I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ
AWG-LCA	長期的な協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ
BAP	バリ行動計画
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会議
LDCs	後進途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	計測可能、報告可能、検証可能
QELROs	排出量削減数量目標
REDD+	途上国における森林減少および森林の劣化の排出量削減ならびに保全
SBs	補助機関
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学的技術的助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼開発途上国



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg9>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

UNFCCC 国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Kati Kulovesi, Ph.D., Matthew Sommerville, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Langston James “Kimo” Goree VI. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA.